西会津町農業委員会

第２２回　西会津町農業委員会総会　議事録

開催期日　令和４年５月２０日

西会津町農業委員会

第２２回　西会津町農業委員会総会議事録

１　開催の日時及び場所

日　時　　令和４年５月２０日（金）午前９時００分

場　所　　西会津町役場　３階　大会議室

２　招　集　者　西会津町農業委員会長　江川　新壽

３　本日の総会に出席した委員

（農業委員）

会　　　　　長　12 番委員　江川　新壽
会長職務代理者　11 番委員　佐藤　正光
委　　　　　員
１番委員　渡部　定衛　２番委員　佐藤　健一　３番委員　三瓶　常夫
４番委員　岩原　稔　　６番委員　江川　政次　７番委員　三留　弘法
８番委員　小原　利道　９番委員　仲川　久人

（推進委員）

２番委員　伊藤　一郎　３番委員　杉原　徳夫

４　本日の総会に欠席通告した委員

（農業委員）

５番委員　矢部　幸彦　10 番委員　星　　敬介

５　総会に出席した職員

事 務 局 長　小瀧　武彦

事務局次長　鈴木　利博

事 務 局 員　秦　　康広

〇会長（あいさつ）

皆さんおはようございます。

いよいよ田植が始まりまして、皆さん健康には十分注意されまして事故のない

よう注意をお願いします。本日はよろしくお願いします。

（開　　会）

〇議長

これより総会を開会します。

本日の出席委員は農業委員の定数１２名に対して１０名が出席しておりますので、会議規則第９条の委員過半数出席により総会は成立しております。

それでは、これより「第２２回西会津町農業委員会総会」を開会します。本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。よろしくお願いします。

〇議長

それでは会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第３０条の規定により、２番　佐藤健一委員、９番　仲川久人委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長

続いて、会議次第３．報告事項に移ります。

報告第１号「主要業務報告」について、事務局より報告いたさせます。

〇事務局（鈴木事務局次長）

（主要業務について報告する。）

〇議長

ただいま事務局より報告のありました「主要業務報告」について、委員各位のご意見、ご質問を求めます。

〇議長

ございませんか。なければ、これで質問を終わります。

〇議長

続きまして、会議次第４．付議事件に移ります。

議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木事務局次長）

資料を基に説明〔所有権移転１件〕

○議長

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされた伊藤一郎推進委員に報告をしていただきます。

○伊藤推進委員

５月１０日午後１時から現地調査を実施しました。立会人は私と申請人である〇〇氏であります。現地を確認し、周囲の農地等との状況を確認しました。特に問題ありませんので、進めてもらいたいと思います。以上です。

○議長

これより、質疑を行います。なにかございませんか。

○１１番議員

２３ページの写真にある④野沢字〇〇の場所は法面の上になるのか。

○事務局（鈴木事務局次長）

対象の農地については、ご指摘ありましたように基盤整備された田の法面の上に位置しております。

○１１番議員

２３ページの写真③を見ると一枚の田として耕作されているように見えるが、１８ページの公図では割田のようだがどうなっているのか。所有者が違う農地が隣接しているのか。

○事務局（鈴木事務局次長）

対象の農地でありますが、現在の使用状況としましては所有者が異なる割田となっている細長い形状の２枚の田を耕作しやすいように１枚のとして使用している状況であります。その内の１枚について所有権の移転を行うものです。

○議長

他にありませんか。

○議長

なければこれで質疑を終わります。これより討論に移ります。

討論ありませんか。討論なしと認めます。

〇議長

これで討論を終わります。

これより議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について」を採決します。

お諮りします。議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

〇議長

異議なしと認めます。したがって議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認されました。

〇議長

続いて、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分について」を議題とします。

〇議長

それでは事務局の説明を求めます。

〇事務局（鈴木事務局次長）

農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分について説明する。

〇議長

事務局の説明が終わりましたので、次に現地調査を担当された杉原徳夫推進委員の報告をお願いします。

〇杉原推進委員

５月１０日に私と佐藤健一農業委員、仲川久人農業委員の３名で現地調査を行いました。申請者側からは〇〇さん、〇〇さんの２名が立ち会っております。対象の農地は北側及び南側に町道に接しており町道に囲まれた区域で、北側には山林があます。現地確認の結果、建物を建築したとしても、周辺農地に影響はないものと確認されました。以上です。

〇議長

事務局並びに担当調査委員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

○議長

質問がないようですので、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

○議長

これから討論を行ないます。討論はありませんか。

○議長

討論なしと認めます。

これから、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分について」を採決します。お諮りします

本案は原案のとおり申請の通り承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。したがって、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認されました。

○議長

続いて、議案第３号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木事務局次長）

資料を基に説明

（利用権の設定２１件）

○議長

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を行います。質疑ございませんか。

１１番委員

設定期間が３年と１年のものがあるが、これは中山間事業との関係によるものか。

○事務局（鈴木事務局次長）

１０４番から１２１番までについては、令和３年度まで〇〇氏が利用権を設定し耕作されておりましたが、〇〇氏が急逝されことにより今回新たな借り手と利用権を設定したものであります。中山間事業の期間が３年残っておりますので、残期間ということで３年となっているものです。１件だけ１年の設定となっておりますが、これは貸し手側の要望により単年度契約となったものであります。

〇議長

ほかに質疑ございませんか。それではこれで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論ございませんか。

（討論なしの声あり）

〇議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第３号「農用地利用集積計画の決定について」を採決します。

お諮りします。議案第３号「農用地利用集積計画の決定について」は原案の通り承認するにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長

異議なしと認めます。

したがって議案第３号「農用地利用集積計画の決定について」は原案の通り承認されました。

〇議長

続いて、議案第４号「農業委員会がすべき農地最適化活動目標の決定について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

〇事務局（鈴木事務局次長）

資料を基に説明

〇議長

事務局の説明がおわりました。それでは質疑ございませんか。

〇１１番委員

目標の中に遊休農地の解消がでてくるが、一旦は解消することはできると思うが、結局それ以降継続して遊休農地にしないという話し合いをやっておかないといけないと思う。作付けするといった場合、なにをやったら利益が出るとか、そのまま継続してやってもらうための方針がないと、われわれも農家の方にお願いできないと思う。

〇議長

事務局お願いします。

〇事務局（鈴木事務局次長）

遊休農地の問題でありますが、遊休農地を増やさないという点からすれば解消した後継続して耕作し収入を得るといったメリットがなければ難しいとは存じます。今現在、町としてなにをやったらいいという明確なビジョンはお示しできませんが、今後農林振興課と協力しながら検討して参りたいと思います。

〇議長

その他質問ございますか

１１番委員

遊休農地の解消にあたって荒廃の進んだ遊休農地では伐採等が必要になって経費が余計にかかってくると思うが、助成金関係について分かれば教えていただきたい。

〇議長

事務局お願いします。

〇事務局（鈴木事務局次長）

遊休農地解消のための補助金制度はございますが、今１０アール当りいくらといった詳細な金額までは把握しておりません。間違いなく補助金はございますが、その金額で荒廃の進んだ農地の解消にかかる経費が十分賄えるかということについての問題はありますが、補助制度はございます。そういった農地等ありましたらご相談いただければと思います。

〇９番委員

当法人に新規就農者ということで昨年から受け入れて研修させていただいて

おります。その中で県の方の担当者の方から新規参入者の補助事業で借入、お金が結構出ているんですけど、それの返還が始まるとどうしても経営が圧迫されて経営状況がよろしくないという形で話を聞いております。当法人の研修生も新規独立をあきらめて当法人の方へ就農するという形をとったわけですが、西会津の新規参入された方の経営状況はどのような感じになっているでしょうか。

○議長

事務局わかる範囲でお答え願います。

○事務局（鈴木事務局次長）

農業委員会で新規参入を謳っているわけですが、農業委員会では新規参入者の経営の状況までは把握できておりません。農林振興課で定期的な面談を行って指導されていると承知しております。

○議長

ほかに質疑ございませんか。これで質疑を終わります。

これより討論に移ります。討論ございませんか。

（討論なしの声あり）

○議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４号「農業委員会がすべき農地最適化活動目標の決定について」を決定いたします。

それではお諮りします。議案第４号「農業委員会がすべき農地最適化活動目標の決定について」は原案の通り決定するにことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがって議案第４号「農業委員会がすべき農地最適化活動目標の決定について」は原案の通り決定をいたしました。

○議長

以上で本日の付議事件はすべて終了しました。

続いて、次第５・その他　に移ります。

（１）当面の日程等について事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木事務局次長）

当面の日程について説明

○議長

（２）次回総会開催日について、事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木事務局次長）

次回総会開催日について説明

○議長

続いて、（３）その他　に移ります。

ほかに委員の皆さん、何かありますか。

○議長

その他にありませんか。

○議長

なければ、以上で本日予定されていました案件は全て終了しました。

○議長

これで「第２２回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れさまでした。

６．閉会

午前１０時０５分